

ホームページ掲載「緊急事態宣言をどう受け止めるのか」

に関する質問への回答

2020.4.12. 会長 佐竹

会員各位

2020.4.6.にホームページに掲載いたしました「緊急事態宣言をどう受け止めるのか」に関連したご質問を受けましたので、わかる範囲で情報を提供いたします。

今後、状況次第によって政府や保健所の対応が変化する可能性があることをご承知おきください。そして、すべての状況に対してのお答えすることは出来かねますので、基本的には治療院の管理責任者のお立場による自己責任として取らえていただき、個別具体的な内容に関しましては直接保健所にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

また、先生方ご自身が新たな情報が得られた場合には、どうか師会までお知らせくださいますよう併せてお願いいたします。ホームページ等で会員の皆様と貴重な情報を共有させていただきたいと存じます。ご協力をお願いいたします。

【質問1】 もしコロナウイルス感染者が来院したことが判明した場合の対応について
当該患者の時間帯、前後にベッドを利用した患者がいた場合。

【回答(佐竹)】

当該患者様より「前」の患者様には影響はないと思いますが、「後」の患者様に対して何らかの注意喚起が必要な場合があると思われれます。

ただし、コロナウイルス感染と確定されるまでに相当の日数がかかるようですので、施術した後すぐに陽性だと判明する可能性は今のところきわめて低いと思われれます。検査結果が出るまでに3日必要です。例えば、検査中の方が来られた場合には施術をお断りするほうが賢明かもしれません。

感染の有無はおそらく2~3週間経過して初めて結果が出ることなので、優先されるべきは予防策を講じることだと思います。「受診前に患者様自身で検温してきていただく」「微熱やだるさ等、何らかの症状がある方には受診を控えていただく。」など受け入れ方針をお伝えする。施術師をはじめスタッフ全員の健康管理はもとより、ドアノブや、ベッ

ド、身体に触れるものなど、感染源となりうるものに対しては必ず施術のたびに消毒することが重要だと思われます。

【質問2】「同一ベッドを利用した患者様への電話による連絡、注意喚起実施」について。
実際のところ、驚かれるので電話連絡も中々難しいですね。

【回答(佐竹)】

施術を受けた患者様に感染があったと仮定しても、発熱までの潜伏期間を経て、発熱しても 37.5℃以下だと自宅待機です。PCR 検査は受けさせてもらえません。37.5℃以上になって初めて病院受診、保健所で検査という順序です。保健所で感染が確定された患者には、感染経路を調査されます。その中に治療院があれば、保健所の立ち入り指導があると予想されます。

確かに感染が確定される前に安易に伝えることで、不安をあおることになりますので、伝え方には注意が必要だと思います。もし感染者が出た場合には患者様に伝える前に、事前に保健所と相談して伝え方をご指導いただければいかがでしょうか。

つまり保健所の指導が入るまでにずいぶん日数がかかります。また、その間、別の感染者が来院されることも否定できません。たとえ症状が軽快した後でもウイルスは排出されている場合があることが分かっていますので、症状が無くても油断はできません。

以上の事を踏まえますと、何時何処に感染者が居るかわからないことを前提に、常に「手洗い、身の回りの消毒、必要な場合を除き人との接触を極力避ける」ことが最優先だと思います。加えまして、施術師自身及びスタッフに発熱や怠さなどの症状が出た場合には、自宅待機して経過観察すること。一般の方々と同様に、保健所の相談窓口にお問い合わせ指示を受けていただきますようお願いいたします。